

【事例5】住宅取得等資金の非課税を適用する場合

私は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、父から現金1,500万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅(58ページ参照)であり、令和4年中に完成し居住を始めています。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税(注1)を適用し、「特例税率」(注2)を適用して暦年課税により申告します(注3)。

なお、私は、父(札幌太郎)からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

- (注) 1 特例の概要については58ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については43ページ及び44ページの㉠-1を参照してください。  
 2 「特例税率」については、51ページを参照してください。  
 3 住宅取得等資金の非課税適用後の残額(課税価格に算入される金額)について、暦年課税ではなく、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(58ページ参照)を適用する場合には、47ページ及び48ページの㉡-1の「チェックシート」及び「添付書類」も参照してください。

○ 国税庁ホームページを利用する場合

※ 手書きで作成する場合は、40ページへ

※ 非課税の適用要件チェック(その1) 画面へのアクセス方法については5~7ページを参照してください。

1 非課税の適用要件チェック(その1) 画面で、  
住宅取得等資金の非課税についての適用要件をチェックします。

非課税の適用要件チェック(その1) 当画面の入力例

※ このチェックは住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例における適用要件チェックを兼ねています(下記2の項目1から項目3を除きます。)

1 資金の使途について選択してください。  
 【必須】  
 住宅用の家屋の新築若しくは取得をしましたか、又は既に居住している家屋の増改築等を行いましたか。  
 新築又は取得  増改築等

2 特例適用要件チェック  
 ※ 既に特例の適用要件に該当することを確認済みの方(「災害に関する税制上の措置」の適用を受ける方を除きます。)は、「特例適用要件確認済として次へ」をクリックしてください。  
 ※ 下の要件の確認を省略し次の画面に進むことができます。

● 「受贈者」に関する事項

質問	チェック
1 あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)ですか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
2 あなたの令和4年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下(新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下)ですか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
3 あなたは、平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	<input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> はい

● 「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

4 新築又は取得した住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、又はこれらの人から取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をしたものです。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
5 令和5年3月15日までに住宅用の家屋の新築(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)又は取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金額をその対価に充てましたか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
6 令和5年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了(新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。)又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 <small>(注) 1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建築物として認められる時の状態をいいます。                  2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和5年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。                  3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する(共有持分を有する場合も含まれます。)ことにならぬ場合は、この特例の適用を受けることはできません。</small>	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
7 新築又は取得した住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は40㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 <small>※ 新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)を入力してください。</small>	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <small>[床面積] 125.60 ㎡</small>

● 住宅用の家屋の取得のための金銭の贈与を受けた方  
 【住宅用の家屋の「取得」をした人のみチェックしてください。】  
 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。  
 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋  
 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、昭和7年1月1日以後に建築されたもの  
 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして「耐震基準適合証明書」などにより証明されたもの  
 ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記①及び②のいずれにも該当しないものに限り)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき「建築物の耐震改修の計画の認定申請書」などの申請書に基づき、都道府県知事等に申請をし、令和5年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、「耐震基準適合証明書」などの証明書等により証明がされたもの

● 「あなたの居住」に関する事項

8 贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか。 <small>(注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を選んではください。</small>	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
9 あなたは、既に新築又は取得した住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合は、令和5年12月31日までに連続してその家屋に居住する見込みですか。)	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ

操作ボタン: < 戻る | 入力内容をクリア | **入力終了(次へ) >**

住宅取得等資金の使途について、「新築又は取得」又は「増改築等」のどちらかを選択してください。

既に特例の適用要件に該当することを確認済みの方は、「特例適用要件確認済として次へ」をクリックし、次の画面に進んでください。以降の質問事項のチェックを省略することができます。  
 ※ 「災害に関する税制上の措置」の適用を受ける方は、「特例適用要件確認済として次へ」をクリックせず、特例適用要件の確認を行ってください。

特例適用要件を確認済でない場合は、質問事項について「はい」又は「いいえ」を選択してください。

入力が終わったら、「入力終了(次へ) >」をクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税

## ② 非課税の適用要件チェック (その2) 画面で、適用要件をチェックします。

非課税の適用要件チェック(その2) 当画面の入力例

1 住宅の種類についての入力

あなたが新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅に該当しますか? **はい**  いいえ

2 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出についての入力

令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、提出年月日及び提出先税務署名を選択してください。

(1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 [令和] [5] 年 [2] 月 [21] 日

(2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した税務署 都道府県: [北海道] 税務署名: [札幌中]

< 戻る  入力内容をクリア  **入力終了(次へ) >**

贈与を受けた住宅取得等資金で、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する場合は「はい」を、該当しない場合は「いいえ」を選択してください。

令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、提出年月日等の入力をしてください。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

## ③ 非課税の適用を受ける財産の入力 画面で、贈与者の氏名、住所、生年月日などを入力します。

非課税の適用を受ける財産の入力 (省エネ等住宅 住宅資金非課税限度額 1,000万円) 当画面の入力例

他の贈与者から受けた贈与についても住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、「取得財産の入力」画面又は後に表示される「取得財産の入力(非課税)」画面の「贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する」ボタンから入力してください。入力方法、用語等について分かりにくい部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

1 贈与者(財産をあげた方)を選択又は入力してください。

● 新たに贈与者を入力する

(1) 贈与者の氏名 フリガナ  (必須)

(2) 贈与者の氏名 漢字  (必須)

(3) 贈与者の住所  (必須)

(4) 贈与者の生年月日 [昭和] [23] 年 [5] 月 [10] 日 (必須)

(5) 贈与者の続柄 [父] (必須)

2-1 財産を取得した日、金額等を入力してください。(1回目)

(1) 財産を贈与により取得した日 [令和] [4] 年 [9] 月 [18] 日 (必須)

(2) 財産の所在地  (必須)

(3) 住宅取得等資金の金額 [0円未満] 10,000,000 円 (必須)

3 登記事項証明書の添付を省略する場合は、不動産番号等を入力してください。

(1) 又は(2)のどちらかを入力してください。 ※ (1)と(2)の両方を入力することもできます。

【1件目】

(1) 不動産の種類 土地  建物  (必須)

(2) 不動産番号  (必須)

【2件目】

(1) 不動産の種類 土地  建物  (必須)

(2) 不動産番号  (必須)

【3件目】

(1) 不動産の種類 土地  建物  (必須)

(2) 不動産番号  (必須)

4 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を入力してください。

○住宅資金非課税限度額は10,000,000円です。

非課税の適用を受ける金額(最高1,000万円) [0円未満] 10,000,000 円 (必須)

< 戻る  入力内容をクリア  **入力終了(次へ) >**

②の画面で入力した住宅の種類に応じて非課税限度額が異なります。この事例では、住宅の種類は省エネ等住宅に該当することから、非課税限度額は1,000万円です。

贈与者(財産をあげた方)の氏名(フリガナ・漢字)、住所、生年月日及び続柄を入力(選択)してください。

贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の所在地を入力してください。財産の所在地には、預貯金の場合は金融機関の名称、支店名、所在地等を入力し、現金の場合には贈与者の住所を入力してください。なお、財産の所在地が国外である場合には、チェックボックスにチェックします。

住宅取得等資金の金額を入力してください。

登記事項証明書の添付を省略する場合には、不動産の種類別にチェックを入れて、不動産番号等を入力してください。

贈与者からの贈与により取得した住宅取得等資金について非課税の適用を受ける金額を入力してください。この事例では1,000万円が限度となります。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

#### 4 課税制度選択 画面で、適用する課税制度をクリックします。

**課税制度選択**

取得した財産の金額について、住宅取得等資金の非課税適用後の残額がありますので、適用する課税制度を選択してください。  
なお、今回の贈与者から令和3年分以前の年分に贈与により取得した財産について「相続時精算課税」の適用を受けている方は、「相続時精算課税」のボタンをクリックしてください。

**暦年課税** ← 暦年課税の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

**相続時精算課税** ← 相続時精算課税の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

< 戻る

入力を行った贈与者ごとに、住宅取得等資金の非課税適用後の残額（課税価格に算入される金額）について課税制度を選択します。  
この事例では **暦年課税** を選択しますが、相続時精算課税を適用する場合には **相続時精算課税** をクリックしてください。

今回の贈与者から令和3年分以前の年分に贈与により取得した財産について、相続時精算課税の適用を受けている方は、暦年課税の適用ができませんので **相続時精算課税** をクリックしてください。

#### 5 取得財産の入力（非課税） 画面で、入力内容を確認します。

**取得財産の入力(非課税)**

当画面の入力例

入力内容を確認してください。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に算入される金額 選択した課税制度	修正ボタン	削除ボタン
1	札幌 太郎	15,000,000円	10,000,000円	5,000,000円 暦年課税	修正	削除

贈与者（非課税の適用を受ける財産）を追加する ← 他の贈与者から住宅取得等資金の贈与がある場合には、左のボタンをクリックしてください。

< 戻る (適用要件チェックへ)      **入力終了(次へ)>**

③及び④の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。  
なお、**修正** 又は **削除** をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

他の贈与者から住宅取得等資金の贈与がある場合は、**贈与者（非課税の適用を受ける財産）を追加する** をクリックし、③の画面において「新たに贈与者を入力する」を選択した上で、同様に入力してください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ)>** をクリックしてください。

#### 6 取得財産の入力 画面で、非課税の適用を受ける財産以外の財産がある場合は、追加で入力します。

**取得財産の入力**

当画面の入力例

入力内容を確認してください。  
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することを勧めます。  
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に算入される金額 選択した課税制度	修正ボタン	削除ボタン
1	札幌 太郎	15,000,000円	10,000,000円	5,000,000円 暦年課税	修正	削除

**贈与者を追加する** ← 他項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

**配偶者控除の適用を受ける財産 (配偶者控除額 最高 2,000万円)** ← **配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。**

登記事項証明書の添付を省略する  
登記事項証明書の添付を省略するために配偶者控除の適用を受ける財産に係る不動産番号を入力する場合は、上のチェックボックスにチェックを入れてください。  
なお、チェックを入れた場合は、以下の財産が合計7件以上となる申告書は作成することができません。  
・一般の贈与（一般税率）  
・配偶者控除の適用を受ける財産  
※ 登記事項証明書の添付の省略について、詳しくはよくある質問をご覧ください。

**相続時精算課税の適用を受ける財産 (特別控除額 最高 2,500万円)** ← **相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。**

\* 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与後の申告書を申告書の提出期限内に提出した場合に限り控除することができます。

< 戻る (提出方法の選択等へ)      ここまでの入力内容を保存する      **入力終了(次へ)>**

一般の贈与（暦年課税）の財産を入力する場合には、**贈与者を追加する** をクリックします。

贈与税の配偶者控除の特例（58ページ参照）の適用を受ける財産を追加入力する場合には、**配偶者控除の適用を受ける財産 (配偶者控除額 最高 2,000万円)** をクリックします。

なお、不動産番号を入力して登記事項証明書の添付を省略する場合には、併せてチェックボックスにチェックします。

相続時精算課税（53ページ参照）の適用を受ける財産を追加入力する場合には、**相続時精算課税の適用を受ける財産 (特別控除額 最高 2,500万円)** をクリックします。

確認が終わったら、**入力終了(次へ)>** をクリックしてください。

## 7 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

**贈与税額計算結果表示**

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。  
 暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細		財産を取得した年月日 財産の価額
種類 / 細目 / 利用区分 / 銘柄等		
現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 住宅取得等資金		令和4年9月18日 5,000,000円
特例贈与財産の価額の合計額	(1)	5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額	(2)	円
配偶者控除額	(3)	円
暦年課税分の課税価格の合計額	(4)	5,000,000円
基礎控除額	(5)	1,100,000円
(5)の控除後の課税価格	(6)	3,900,000円
(6)に対する税額	(7)	485,000円
外国税額の控除額	(8)	円
医療法人持分税額控除額	(9)	円
差引税額	(10)	485,000円

相対時精算課税分

相対時精算課税分の課税価格の合計額	(11)	円
相対時精算課税分の差引税額の合計額	(12)	円

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特別株式等の納税猶予、医療法人持分納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。

課税価格の合計額	(13)	5,000,000円
差引税額の合計額	(14)	485,000円
農地等納税猶予税額	(15)	円
株式等納税猶予税額	(16)	円
特別株式等納税猶予税額	(17)	円
医療法人持分納税猶予税額	(18)	円
事業用資産納税猶予税額	(19)	円
申告期限までに納付すべき税額	(20)	485,000円

あなたが令和5年3月15日(水)までに納付すべき令和4年分の贈与税額は  
485,000円です。

< 戻る    ここまでの入力内容を保存する    入力終了(次へ) >

住宅取得等資金の非課税の適用後の残額について選択した課税制度に基づく計算結果が表示されているか確認してください。  
 この事例では暦年課税を適用し、特例税率を適用して計算した贈与税額が表示されます。

**計算結果の確認** をクリックすると、(7)欄の「(6)に対する税額」の計算方法等が確認できます。この事例では、「特例税率」を適用して計算された贈与税額が表示されます。

**住宅取得等資金の非課税の計算結果を見る** をクリックすると、住宅取得等資金の非課税の計算明細書を確認することができます。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

**ご注意ください**  
 贈与税額が0円であっても、  
**住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、期限内申告が必要です。**

住宅取得等資金の非課税

## 8 住所・氏名等の入力 画面で、住所・氏名・マイナンバー（個人番号）などを入力します。（18ページ参照）

画面の案内に沿って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署等に提出してください（2ページ参照）。

○ 手書きで作成する場合

札幌中 税務署長 令和04年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額) (兼贈与税の額の計算明細書) 修正 F D 4 7 5 1

提出用

税務署受付印  
明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5

住所 札幌市中央区△△条△丁目×番×号

フリガナ サッポロ シロウ

氏名 札幌 史郎

個人番号又は法人番号 ××××××××××○○○

生年月日 3 5 3 0 8 0 8 職業 会社員

整理番号 名簿

補完

申告書提出年月日

災害等延長年月日

出国年月日

死亡年月日

財産目録コード

短期処理

確認欄

訂正作廢券

修正枚数

第一表 (令和4年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。(注)④又は⑫が0の場合には「I 暦年課税分」に記入する必要はありません。

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日

住所 札幌市中央区△△条△丁目×番×号

フリガナ サッポロ タロウ

氏名 札幌 太郎

生年月日

続柄

取得した財産の明細

現金・預貯金等

現金・預貯金等

現金(住宅取得等資金)

令和04年09月18日

5000000

申告書第一表の二のとおり

過去の贈与税の申告状況

平成 令和 年分

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

令和 年 月 日

過去の贈与税の申告状況

平成 令和 年分

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

特例贈与と財産の価額の合計額(課税価格) ① 5000000

ii 一般贈与と財産分

住所

フリガナ

氏名

生年月日

続柄

取得した財産の明細

住所

フリガナ

氏名

生年月日

続柄

取得した財産の明細

住所

フリガナ

氏名

生年月日

続柄

取得した財産の明細

一般贈与と財産の価額の合計額(課税価格) ②

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、...  私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。 (最高2,000万円) ③

(贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 円

贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合は、登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号を記入してください。

【合計欄】 (単位:円) 暦年課税分(③の控除後の課税価格)

④ 暦年課税分の課税価格の合計額 (①)+(②-③)	5000000	⑬ 課税価格の合計額 (①)+(②+③)	5000000
⑤ 基礎控除額	1100000	⑭ 差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫)	485000
⑥ ④の控除後の課税価格 (④-⑤)	3900000	⑮ 農地等納税額	00
⑦ ⑥に対する税額 (贈与税の速算表)を使用して計算します。	485000	⑯ 株式等納税額	00
⑧ 外国税額の控除額		⑰ 特例株式等納税額	00
⑨ 医療法人持分税額控除額		⑱ 医療法人持分納税額	00
⑩ 差引税額 (⑦-⑧-⑨)	485000	⑲ 事業用資産納税額	00
⑪ 相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の②の合計額)		⑳ 申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	485000
⑫ 相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の③の合計額)		㉑ 差引税額の合計額(納付すべき税額)	00

III 合計

㉒ 申告書で書ある申告期限までに納付すべき税額

㉓ 申告期限までに納付すべき税額

㉔ 差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 (㉑-㉒)

㉕ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (㉑-㉓)

申告書修正前の申告書で書ある申告期限までに納付すべき税額

申告書修正後の申告書で書ある申告期限までに納付すべき税額

申告書修正前の申告書で書ある申告期限までに納付すべき税額

申告書修正後の申告書で書ある申告期限までに納付すべき税額

税務署整理欄(記入しないでください。) 義務的修正期限 年 月 日 (資5-10-1-1-A4統一)(令4.12)

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、60、61ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」をご活用ください。

住宅取得等資金の非課税

令和4年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書) 修正 F D 4 7 4 8

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額は58ページを参照してください。

種別、所在及び地番(家屋番号)又は不動産番号を記入することにより、登記事項証明書の添付を省略することができます(44ページの「添付書類一覧①-1」の「No.7・8・9」の①(注3)参照)。

住宅取得等資金の非課税

提出用

受贈者の氏名 <b>札幌 史郎</b>	
次「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small> 住所 <b>札幌市中央区△△条×丁目×番×号</b> フリガナ <b>サツホ ロ タロウ</b> 氏名 <b>札幌 太郎</b> 続 <b>1</b> ← 父 ①、母 ②、祖父 ③、祖母 ④、上記以外 ⑤ 生年月日 <b>3 2 3 0 5 1 0</b>	取得した財産の所在場所等 <b>札幌市中央区△△条×丁目×番×号</b> 住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額 <b>令和 0 4 年 0 9 月 1 8 日</b> <b>1 5 0 0 0 0 0 0</b>
住宅取得等資金の合計額 <b>35</b> <b>1 5 0 0 0 0 0 0</b>	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small> 住所 フリガナ 氏名 生年月日	
取得した財産の所在場所等 住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住宅取得等資金の合計額	
住宅資金非課税限度額(1,000万円又は500万円)(注2) <b>37</b> <b>1 0 0 0 0 0 0 0</b>	
③5のうち非課税の適用を受ける金額 <b>38</b> <b>1 0 0 0 0 0 0 0</b>	
③6のうち非課税の適用を受ける金額 <b>39</b>	
非課税の適用を受ける金額の合計額(③8+③9) <small>(③7の金額を限度とします。)</small> <b>40</b> <b>1 0 0 0 0 0 0 0</b>	
③5のうち課税価格に算入される金額(③5-③8) <small>(③5に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)</small> <b>41</b> <b>5 0 0 0 0 0 0 0</b>	
③6のうち課税価格に算入される金額(③6-③9) <small>(③6に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)</small> <b>42</b>	
不動産番号等の明細 新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。	
不動産番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 所在は <input checked="" type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	不動産番号 札幌市中央区△△条△丁目×番 札幌市中央区△△条△丁目×番地(家屋番号□番□)

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和4年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません)。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 <b>5・2・24</b>	提出した税務署 <b>札幌中</b>	税務署
--	--------------------	-----

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。

(注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄 整理番号	名簿	確認
---------------	----	----

\* 欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一)(令4.12)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。  
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。  
 ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)  
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額  
 ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

これらの事例のほか、

- 住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例を適用する場合
- 農地等についての贈与税の納税猶予及び免除を適用する場合
- 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合

に関する申告書の作成例や提出書類のチェックシートなどを国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。